

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画(変更計画)書</p> <p>令和5年6月30日</p> <p>さいたま市長 殿</p> <p>提出者 住 所 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2 氏 名 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 (安全・環境グループ) 電話番号 048-783-3905</p> <p>さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、 令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、 提出します。(埼玉県内他市町村、川越市、川口市、越谷市を除く)</p>	
事業場の名称	清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 39,733百万円 (令和5年3月末現在)
③ 従業員数	162人 (令和5年3月末現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙ー基本事項)による。

(日本工業規格 A列4番)

・建設副産物の処理に関する基本事項

工から発生した建設副産物（再生資源および廃棄物）は以下のように分別・分類、処理を行う  
 ※収集運搬は基本的に委託とする

- 建設発生土**
  - 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
  - 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂、その他これに類するもの
- 有価物**
  - アルミニウム片、ダンボール、鉄片等他人に有償で売却できるもの

建設副産物	建設発生土 / 有価物	建設副産物		分別分類	処理委託	再生資源又は処理方法
		一般廃棄物	産業廃棄物			
		廃棄物処理法上の分類	建設工事現場から排出される一般廃棄物の具体的内容(例)			
		事業系一般廃棄物	現場事務所、宿舍等の撤去に伴う各種廃材（寝具、日用雑貨品、設計図面、雑誌等）、現場事務所の生活ごみ（生ゴミ・ビニール紙等）	適正に分別	市町村の基準に従う	
		がれき類	建設工事によって生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物（新築、解体、改修の別なく） ①コンクリート破片 ②アスファルト、コンクリート破片 ③その他がれき類	コンクリート アスファルト	中間処理施設へ	再生砕石、路盤材等 アスファルト
		廃プラスチック類	解体工事で廃れがが多量に発生した場合は、「その他のがれき類」とする場合もあるので行政に確認する 廃発泡スチロール等梱包材 廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類 塩ビ管	廃れが 発泡スチロール 廃プラスチック 塩ビ管	中間処理施設へ	埋立 可燃物、RPF 可燃物、RPF 再生塩ビ製品
		金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ（鉛を含むものは管理型産業廃棄物）	金属くず	専ら物として再利用	金属製品
		ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、丸衛生陶磁器くず、珪加板、岩綿吸音板、スレート れが破片、廃ALC	ガラスくず及び陶磁器くず ALC ALC以外	中間処理施設へ	埋立 広域認定再生 ALC 埋立
		汚泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態（含水率がおおむね200kN/m <sup>2</sup> 以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m <sup>2</sup> 以下） ※具体的には、場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水	汚泥	処理業者へ適正委託 公共工事は適正リサイクル	埋立 埋戻し材等
		建設木くず	工作物の除去に伴って生じたもの（木造家屋解体材等）、新築工事から排出される木くず、型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材	木くず	中間処理施設へ	チップ、バイオ燃料 バイオ燃料
		紙くず	包装材、壁紙くず ダンボール	紙くず ダンボール	中間処理施設へ	可燃物、RPF 再生ダンボール
		繊維くず	廃糸、縄・ロープ類、畳	繊維くず	中間処理施設へ	バイオ燃料
		燃え殻	焼却残渣（ダンプ類含有：「3ng/g」以下に限る） ※作業所における焼却禁止	該当なし	該当なし	埋立
		廃油	防水アスファルト、アスファルト乳材等の使用残渣（タール油類）、PCB濃度0.5mg/kg以下の微量PCB廃油	廃油	専門中間処理施設へ	再生利用 焼却後埋立

(注) 重量で0.1%を超える石綿を含有する場合、その旨を manifests 伝票に明記する。

廃棄物処理法上の分類	建設工事現場から排出される一般廃棄物の具体的内容(例)	分別分類	処理委託	再生資源又は処理方法
廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物	廃石綿	最終処分場へ	
廃酸(pH2.0以下)	排水中和剤（硫酸など）	廃酸	許可業者へ委託	
廃アルカリ(pH12.5以上)	冷凍機冷媒（六価クロム含有臭化リチウム）	廃アルカリ	許可業者へ委託	埋立等へ適正処理
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	引火性廃油	許可業者へ委託	
燃え殻	焼却残渣（ダンプ類含有：「3ng/g」を超えるもの） ※作業所における焼却禁止	該当なし	該当なし	
廃PCB	PCBと使用したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器 PCB濃度0.5mg/kgを超えるPCB廃油	所有者にて管理	所有者にて管理	所有者保管

安定型  
管理型

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図  清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部 (契約事業者代表者：部長) 東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当  (排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理 紙マニフェスト管理 ※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	18.2 t	0.8 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	15.0 t	0.6 t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	18.2 t	0.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5.3 t	0.8 t
	再生利用業者への処理委託量	5.3 t	0.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	15.0 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	8.0 t	0.6 t
	再生利用業者への処理委託量	8.0 t	0.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図) 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図</p> <p>清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部 (契約事業者代表者：部長)</p> <p>東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当</p> <p>(排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理 紙マニフェスト管理</p> <p>※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	排出量	9.7 t	24.1 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
④ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	排出量	8.0 t	18.0 t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		



## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	全処理委託量	9.7 t	24.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	9.7 t	24.1 t
	再生利用業者への処理委託量	9.7 t	24.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
	全処理委託量	8.0 t	18.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	8.0 t	18.0 t
	再生利用業者への処理委託量	8.0 t	18.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図  清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部 (契約事業者代表者：部長) 東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当  (排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理 紙マニフェスト管理 ※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	269.1 t	67.9 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
⑥ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	215.0 t	54.0 t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	全処理委託量	269.1 t	67.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5.1 t	66.3 t
	再生利用業者への処理委託量	5.1 t	61.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	5.0 t
	(これまでに実施した取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

④ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	全処理委託量	215.0 t	54.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	22.0 t	54.0 t
	再生利用業者への処理委託量	22.0 t	54.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	5.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。			
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図) 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図</p> <p>清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部 (契約事業者代表者：部長)</p> <p>東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当</p> <p>(排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理 紙マニフェスト管理</p> <p>※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
⑦ 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	排出量	0.1 t	
	(これまで実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
⑧ 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	排出量	0.1 t	
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		



## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	全処理委託量	0.1 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

② 計画	【目標】（令和5年度）		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	
	全処理委託量	0.1 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	
	再生利用者への処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。</li> </ul>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。